

Title	明治後期における旧制高等学校入試： 文部省の入試政策と各学校への影響を中心に
Sub Title	The entrance examination of the higher schools in the latter half of the Meiji era : the government's policy on the entrance examination and its influence on the higher schools
Author	吉野, 剛弘(Yoshino, Takehiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2001
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.52 (2001.) ,p.51- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000052-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治後期における旧制高等学校入試
—文部省の入試政策と各学校への影響を中心に—

The Entrance Examination of the Higher Schools in the
Latter Half of the Meiji Era

—The Government's Policy on the Entrance Examination and
Its Influence on the Higher Schools—

吉野剛弘*
Takehiro Yoshino

The entrance examination of the higher schools often changed unlike the long continuance of the higher schools themselves. This article focuses on the reform of the entrance examination of the higher schools in the latter half of the Meiji era.

As of 1901 there were 6 higher schools and their alumni could advance to Imperial Universities. From 1902, regardless of their applying school examinees took common examination and were screened and distributed to the appropriate school to their score. But in 1908 each school screened its applicants and some higher schools conducted their entrance examination 1 month prior to the others. From 1909 entrance examination was conducted with common questions.

From 1902 to 1907 the inter-school gap of the score broadened so that none of the successful applicant of some local higher schools could be admitted to Ichi-Ko(1st Higher School) if they applied. In the school magazines of the local higher schools some articles lamented the lack of the alma mater to their school and some pointed out the complex to Ichi-Ko derived from the failure in the entrance examination.

The screening method enacted from 1902 to 1907 revealed the inter-school gap and the attitude of Monbusho(Ministry of Education) to higher schools. And it is supposed that the intellectual standard of the examinees rose because of the necessity of admittance to more privileged higher school, especially Ichi-Ko.

はじめに

近現代の日本教育史の中で、高等教育機関への入学には必ずといっていいほど入学試験を通過することが必要とされてきた。1877(明治10)年に成立した東京大学でも入試は行われていたし、その前身である開成学校においても少なくとも1875(明治8)年から入試が行われていた¹。しかし実際には、東京大学にせよ開成学校にせよその予備教育機関の入試の方が問題であり、その流れは戦前期にわたって続いていたといえる。

学制頒布以来教育制度の改正とともに高等予備教育機

関も変化し、入学試験制度もその変化に伴い改革が行われた。1894(明治27)年の高等学校令により成立した旧制高等学校は、1918(大正7)年の高等学校令による改革があったにせよ1950(昭和25)年までその命脈を保った。ところが、旧制高等学校が成立してからもしばしば入試制度改革が行われ、10年以上持続した制度はほとんどない。戦後の新制大学においてもしばしば入試制度改革がなされてきた。

しかし、なぜこれまでの間しばしば入試制度に手を加えられ続けたのだろうか。それをめぐる議論の中で一体どのような意見が交わされ、改革を実行する上でどのような力学が働いていたのだろうか。本論文では、総合選抜制期を中心に明治後期の旧制高等学校入試を主に政府

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科教育学専攻博士課程
(日本教育史)

と旧制高等学校の立場から分析をすすめ、入試のゼロ・サム化の進展とともに厳しい受験競争が発生し始めたこの時期の入試改革がどのような意味を持ちえたのかを探ることにする²。

旧制高等学校入試に関する研究はこれまでさまざまな形で行われてきた³。日本教育史以外での歴史的な関心に基づく研究としては、教育社会学者による研究がある。天野郁夫『試験の社会史』（東京大学出版会、1983）や竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』（『日本の近代』12、中央公論新社、1999）といった教育社会学の研究においても旧制高等学校入試について論じられているが、これらの研究は入学試験そのものの歴史に関心の主眼がわるわけではなく、実態の把握を主眼におく本論文とはその関心を若干異にする。

日本教育史における研究としては、文部省告示や省令以上の踏み込みがないという意味で問題はあるといえるものの、後の研究への影響力という点において教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』（龍吟社、1938-39）を嚆矢とすることができる。本格的な入学試験史研究としては、佐々木享『大学入試制度』（大月書店、1984）、同『大学入試の歴史』（『大学進学研究』37-90、1985-95）がある。双方とも戦後の大学入試と新制大学の起源となった戦前期のさまざまな教育機関の入試について論じられており、無試験検定などに関する配慮も十分になされていると言える。しかし、その記述が『明治以降教育制度発達史』を克服したとはいいがたい。寛田知義『旧制高等学校教育の成立』（ミネルヴァ書房、1975）では、高等中学校期から1918（大正7）年の高等学校令にいたるまでの高等学校入試についても論じられており、五高と六高の校友会雑誌を用いた学生の意識の研究など出色の点も多い。しかしながら、制度史という点では佐々木と同じである。

佐々木や寛田の研究にみられる記述の問題点は、その他のこれまでの日本教育史における研究⁴でも同様である。本論文では、これまでの研究成果を踏まえ、『高等学校大学予科入学者選抜試験報告』などの法令以外の諸資料や教育関係雑誌、受験雑誌なども視野に入れて研究を進めることにする。

なお、明治後期の旧制高等学校の学校数、入試の志願者及び入学者と競争率は表1に示した通りである。

第1章 旧制高等学校入試をめぐる政策過程

(1) 総合選抜制導入前

当時の高等学校の設置状況は表1の通りであるが、文

表1 旧制高等学校学校数・志願者・入学者・競争率（大学予科のみ）

	学校数	志願者	入学者	競争率	備考
1898(明治31)	6	2,146	1,068	2.01	
1899(明治32)	6	2,654	1,187	2.24	
1900(明治33)	7	3,832	1,426	2.69	六高設立
1901(明治34)	8	4,967	1,634	3.04	七高設立
1902(明治35)	8	4,456	1,589	2.80	
1903(明治36)	8	4,214	1,612	2.61	
1904(明治37)	7	4,076	1,480	2.75	山口募集停止
1905(明治38)	7	4,709	1,470	3.20	
1906(明治39)	7	5,151	1,475	3.49	
1907(明治40)	7	6,004	1,847	3.25	
1908(明治41)	8	9,807	2,009	4.88	八高設立
1909(明治42)	8	8,977	2,111	4.25	
1910(明治43)	8	9,278	2,147	4.32	
1911(明治44)	8	8,082	2,199	3.68	
1912(明治45)	8	9,185	2,065	4.45	

『文部省年報』明治34年-明治45年より1898（明治31）年から1900（明治33）年までの数値は1900（明治34）年の『文部省年報』の数値である。（備考）これと同様の表が齊藤利彦『競争と管理の学校史』p.120にみられるが、齊藤作成の表の数値は医学部・工学部も合わせた数値である。本表は各年度の『文部省年報』より大学予科のみを抽出して作成したものである。

部省は高等学校の増設案に理解は示すものの、実際の増設にはあまり熱心といえず、予算不足を理由に高等学校の増設を拒んでいた。

旧制高等学校は高等学校令の条文からも明らかのように、あくまで専門教育を行うところであった。しかし、高等中学校が持っていた帝国大学への予備教育という側面を受け継ぐものとして大学予科の設置も認めていた。しかし、この専門教育機関としての高等学校は明治30年代に崩壊し、1906（明治39）年にはすべて大学予科のみの学校となった⁵。

このような中で議会などでは学制改革問題が論じられ、学制研究会などさまざまな団体が学制改革問題について議論を深めた⁶。これらの学制改革問題の議論では、高等学校は中学校に吸収させるか、大学に吸収させるといった形で、ほとんどが廃止というものであったが、旧制高等学校そのものには実際の影響は特になかった。

旧制高等学校の入学試験は、当初は高等中学校期と同様に学校別選抜であった。国語及び漢文、数学、英語は必須で、その他の科目は各学校が任意に決めることが出来た。また、高等中学校時代から存在していた学区制は

1896（明治29）年に廃止となった。

日清戦争から日露戦争にかけての間に、中学校の学校数は増加し、進学者も増加した。進学者の増加にはさまざまな背景が考えられるが、この中学校の増加の結果、帝国大学への進学が保証されている高等学校の入学志望者が増えることとなった。こうして旧制高等学校入試は、もはやかつての予備門や高等中学校の入試とは違い、ゼロ・サム化したものとなった。このような状況を踏まえて、1900（明治33）年の入学試験を同一日程で行うことが決定された⁷。さらに1901（明治34）年には、入学試験は日程、問題ともに共通にし、受験地も志望校以外の学校でもよくなった。また、選抜試験のほかには予備試験も行うことになった。

このゼロ・サム化は入学試験に新たな議論を生み出すことになった。1900（明治33）年の高等学校長会議において「高等学校入学試験ノ程度ハ當分ノ内中学校卒業ノ程度ヲ以テ標準トスルコト」⁸が確認された。また、1901（明治34）年の高等学校長会議では、諮問案第五号として「中學校ニ於ケル學科程度改正ノ為高等學校ノ入学試験ハ新規定（改正された中学校令施行規則・引用者註）ノ程度ニ依ルヘキカ如何」⁹とある。この諮問案の結論を記した史料は管見の限り存在しないが、同年の『教育時論』には「中學校令施行規則の改正せられたる爲に、中學校と高等學校その他接續諸學校との間に、學科程度の聯絡を失したるも、その善後策は未だ講ぜられず」¹⁰とあり、結果的には学力面での溝をうめられなかったと考えられるし、またこれを中学校の側から入試問題のレベルを下の学校に合わせることを要求しているとも見られることも可能である。たしかに意見としては正当であるが、この意見が出る10年くらい前は尋常中学校卒業者が高等中学校の予科や補充科に入学せざるを得ない状況だったことを考えれば大きな変化といえよう。

1901（明治34）年11月25日から30日にかけて第6回高等教育会議が行われ、第2諮問案として高等学校入学試験に関する事項が取り上げられることになった。この諮問案はこの年から行われていた共通試験をさらに徹底して総合選抜制を行うというものだった。

（諮問案第二）高等學校入學試験に關する事項
各高等學校大學豫科に學力優等の者を入學せしめんが爲め來學年より入學試験は問題を同一にし同一試験委員をして其答案を調査採點せしめんとす
（参照）高等學校大學豫科入學試験施行方法

- 一、高等學校大學豫科入學試験を施行する爲め文部省に高等學校大學豫科入學試験委員を置くこと
- 二、入學試験の問題の選定答案の調査は試験委員之を爲すこと
- 三、入學試験は各高等學校に於て施行すること
- 四、入學志願者は其入學せんと欲する學校に入學することを得ざるときは其次に入學せんと欲する學校を順次指定することを得せしむること
- 五、入學志願者は任意の受験地に於て入學試験を受くることを得せしむること
- 六、入學試験は中學校の學科日中五科目以内に就き中學校卒業の程度に依ること
- 七、入學試験の成績順により分科別に分類し各高等學校に於ける募集の總員と同數なる人員を選出し其内につき左の方法に依り配當すること（方法・略）
- 八、入學試験合格者氏名族籍及其入學すべき學校名等は官報に掲載すること¹¹

諮問案の前文からして、この総合選抜制は学校増設を要求する世論の流れとも先述した中学校側からの要求との関係は薄く、あくまで成績優秀者を採ることを企図していたことが分かる。この諮問案は多くの議論を呼び審議は難航するのだが、結局はほぼそのまま高等教育会議を通過した。しかし、そのような中で当時宮城県視学官をつとめていた山田邦彦は反対論を展開した¹²。山田によると、この改革案における問題点としては、学力考査のみで、体力、品行、資産が分からないということ、試験のみでは運だけで通過してしまうこともあること、二高の場合過度の勉強により入学者の1割は病人であるということ、浪人などすれば予備校などで金がかかること、諮問案の通り実施すれば試験問題漏洩の恐れがあるということを指摘した。そこで代案として、第一に中学校卒業の資格で入学を許可し、定員を超えたときは中学での成績をもとに採用し、按分比例により志望者の数に応じてそれぞれ配分すること、第二に、高等工業学校や高等商業学校で行われていたように、問題は中央で作成し、実施は各府県で行うよう提案した。山田の意見は反映されなかったが、二つある代案のひとつに見られるようにこの時期にすでに入学試験重視対平常点重視の構図が生み出されていたことは注目に値する。また、その他にも受験者5,000人規模の入学試験ゆえの事務上の煩雑さが危惧されるというような意見もあった¹³。しかしながら、このような意見は無視され、1902（明治35）年

4月の高等学校長会議を経て、総合選抜制は実施の運びとなった。

(2) 総合選抜制期

1902(明治35)年4月25日、文部省告示第82号によって総合選抜制が行われることになった。この告示に対する政府による趣旨説明は管見の限り存在しないが、『明治以降教育制度発達史』によれば、「日清戦役以後中學校は盛に増設せられて従て其卒業者にして大學予科に入學を志願する者は年年増加し入學の許可を得ずして方向に迷う者入學者の四倍に及び而して高等學校によりて多少入學に難易を生じ比較的優秀者にして志願者多き學校に受験したるが爲に落第し、比較的劣等者も入學志願者少き學校に受験したるが爲に及第することあり其間不公平を來すこととなつた」¹⁴とあり、学校間格差を解消するために導入したということである。

文部省告示第82号はその後2回にわたって若干改正された。まず1903(明治36)年4月21日、文部省告示第84号により、予備試験が廃止されることになり、その代わり専門學校入學者資格検定(専検)の合格者に受験資格を付与することになった。また複数の部を志望することが出来なくなり、それにより入學者の配当も志望部別に行われることになった。ついで1904(明治37)年1月25日、文部省告示第16号によって宗教系の私立學校の卒業生が選抜試験の受験資格を得られることになった。

ところで、表1を見れば明らかのように、1902(明治35)年から1904(明治37)年までは志願者が減少している。文部省としては総合選抜制によって適格者選抜という方針をより厳格にしたにすぎないので、志願者が増えたところで大きな問題ではないはずである。しかし、1905(明治38)年5月に試験問題に関する通牒が出された。その内容は、高等教育機関の入学試験は中等教育機関の目的の達成を妨げているので、試験問題の程度種類などについて注意すべきということであった。事実この翌年に発行された『明治三十八年度高等学校大学予科入學者選抜試験報告』の巻頭言では、「高等學校大學豫科入學者選抜試験問題ニ付テハ往々其ノ中學校ノ學科程度ト相伴ハサルヲ議スル者アリ本年ノ選抜試験ニ際シテハ特ニ此點ニ留意シテ問題ヲ選定シ高尚ニ過キ若ハ好奇ニ類スルモノハ之ヲ舍テ成ルヘク平易ニシテ實用ニ近キモノヲ採擇センコトヲ期シタリ」¹⁵とあり、問題のレベルについての議論があることをふまえてその点に注意したことがうかがえる。そして、各教科とも平易、教科書レ

ベルであり一度は授業で聞いたことがあるはずというコメントが多くみられる。

しかし実態はそうとはいえなかった。この報告の出版の1ヶ月ほど前の『教育学術界』には、「高等學校の入學試験問題に就いて望む所は、其問題の極めて普通平凡の事にして、中學校が結局常識養成所たるに外なきざること考へ及ぼさんこと」を主張し、高等教育諸機関の入試問題中の難問奇問の一例を紹介した記事がみられる¹⁶。さらに1906(明治39)年の『教育時論』では、「曩に各校(高等學校や各種専門學校・引用者註)における前年の問題を取纏め、全國中學校の意見を徵したところ、「大體に於て尚相變らず高尚に失し、中學校の教授科目の趣旨を無視せるもの少からず」¹⁷とあり、中學校側からすれば難易度は改善されていないといえる。

そして、1906(明治39)年5月の高等学校長会議で、高等學校入試は學校別選抜にすることが建議された¹⁸。その理由は、第一に入學者の多くは第一志望を都會の學校にし、地方の學校を下にする傾向があるので、地方の學校は劣等の生徒を收容することになるということ。第二に學校別選抜にすれば、万一の僥倖を期して都會に出る者が減り、地方の學校を志望する優秀な生徒が増える。第三に下位の志望の學校に入學した者はややもすれば不勉強に陥り、愛校心もわかない。第四に現行規定は学力のみで生徒を採択しているということ。最後に現行制度のもとでは定員一杯になるまで生徒を合格させるので、劣等の生徒が入學する可能性があるということであった。主要な問題点は都市と地方の學校の學校間格差である。

さらに高等学校長会議以外にも試験制度改正への動きがあった。文部省でも試験制度の弊害を見たうえで、欧米の制度の研究や派遣による視察を行った¹⁹。また、大島視學官によれば、1907(明治40)年度の入学試験結果を見た上で、現在の入学試験には問題は多いが廃止するわけにはいかないので改良をする必要があるということであった²⁰。

(3) 総合選抜制廃止後

1908(明治41)年3月12日の文部省告示第78号により総合選抜制は廃止された。その理由に関して寛田は、第一に志願者増により學校間格差の解消が遠くないと推定されたこと、第二に事務上の複雑さと運営上の問題をあげている²¹。たしかに第二の理由については、文部省専門學務長福原鏞二郎の「輓近高等學校大學豫科入學志願者激増し年々七八千人に達するを以て之を一切文

部省にして一括し選抜試験を執行するは尙に煩雑を極めるのみならず何等の利益なく試験答案採点についても粗漏なきを保すべからず²² という談話からも理解されるが、この理由では不十分である。一高校長の新渡戸稲造は入学試験が一発勝負となることを欠点として指摘する一方で、「山口熊本などの不便なる地方学校は比較的東京より入學志望者少數なるにより此等の學校に志願する者は従来よりも競争の範圍を縮小するゝ事となるを以て入學は稍々容易になるべし²³」と言っている。また、よく4月に行われた高等学校長会議を報じる新聞記事においても、「同會議に於ける最も主要な問題は入學試験施行期日に関する事項にして各學校同時に之を施行すとせば志願者の多くは第一高等學校にのみ集まるの結果同校にては學術の優秀なるものをも落第させしむることゝなるべきに反し他校に於ては志望者少なき爲に普通以下の學力のものにも收容せざるべからざることゝなり甚だしきに至つては所要の人員丈の志望者を得ることすら困難にして殆んど無試験同様に入學せしむるの餘儀なき場合に立ち至るやも計り難きの虞あり²⁴」と報じられており、一高と他の学校の格差が問題であることを示している。このことからしても、廃止の理由は1906（明治39）年の高等学校長会議の建議で出された最初の3つの理由、すなわち都市の学校と地方の学校との学校間格差のことの方が大きかったと考えるべきであろう。

かくして学校別選抜に戻ったわけだが、ここで先述の試験期日をめぐって問題が発生した。4月の高等学校長会議で、これまで多くの第二志望以下の生徒を入学させてきた七高が入学試験を他校に先んじて実施することを主張した。さらにこの年新設された八高も最初の年で未確定要素が多いため七高と同時に入学試験を行うことを主張し、1908（明治41）年度は七高と八高の繰り上げ入試が実施されることになった。なお、八高はその年のみだったが、七高は1910（明治43）年まで繰り上げ入試を行った。さらに七高は鹿児島という立地の関係から東京にも受験会場を設置した。しかし、このような繰り上げ入試に対して1909（明治42）年の『中学世界』の増刊号の入試についての予想をしている記事のなかでは、今度は四高か五高あたりが先に入試をやりたいと言い出すのではないかと予想するものや²⁵、六高あたりから不平が出て、二高や三高も平気ではないと予想するものがあった²⁶。この繰り上げ入試のもとでは不本意入学者を出す恐れもある上に、結局は各学校のエゴイズムとしか受け取られない部分もあるわけであり、問題であるといえよう。

『教育時論』に掲載された瀬戸視学官のコメントによれば、学校別選抜に戻った1908（明治41）年の入学試験は、数校に願書を提出する受験者や駆け込み出願による混乱もあったが、第一志望の学校を受けるのだから「試験規定の改正は、確かに教育上頗る有効なりと思惟す（傍点・引用者）」といい、繰り上げ入試を行った七高などは倍率も高く優秀な学生を多く入学させたのではないかとしている。さらに高等学校入学実績は中学校の評価にもつながるので、入試問題については多くの注意を払う必要があるとしながらも、全体的には好意的な評価をしている²⁷。しかし、1909（明治42）年4月の高等学校長会議で文部大臣が行った訓示では早くも新しい入学試験制度に疑義が表明されている。それによると「將來志望者の多數なる學校に在りては次第に問題の程度を高むるの傾向を生ずるなきを」保証できないのであり、その結果「中學校に於ては自校卒業生の高等學校入學試験における良好なる成績を得んことに腐心するの餘り徒にその教授程度を高くし、「中學校が高等學校の豫備校たるの奇觀を呈する」というのである。よって問題作成の際は中学校教育の内容をよく参酌して作るようにとのことであった²⁸。このような危惧もあって入試問題が共通になったのである。しかし、それで問題が解決したわけではなかった。1909（明治42）年の入試について一高のコメントには、「本年ノ試験問題ハ大体當ヲ得タルモノナルヘキモ本校ノ受験生ニ對シテ稍、易キニ過キタルノ感ナクンバアラス如何トナレバ本校受験生ノ數非常ニ多ク學力優秀ナル者亦隨テ多キカ故ニ本年ノ如キ平易ナル問題ニテハ優秀ナル者ト格別優秀ナラザル者トノ差ヲ判別シ難キ恐レアリ」とあり、「今後ハ今少シク程度ノ高カラシムルニ於テ先ツ其當ヲ得タリト謂フヘシ唯前年ニ於ケル入學者選抜ニ關シ本項ニ於テ陳述セシ如ク本年ニ於テモ亦稍々易キニ過クルノ感ナクンバアラス即チ本校ノ入學者選抜試験ノ問題トシテハ今少シク程度ノ高カラシムルニ於テ便宜ナルヘシト思考ス²⁹」ということであった。その翌年も、「本年ノ試験問題ハ大體ニ於テ先ツ其當ヲ得タリト謂フヘシ唯前年ニ於ケル入學者選抜ニ關シ本項ニ於テ陳述セシ如ク本年ニ於テモ亦稍々易キニ過クルノ感ナクンバアラス即チ本校ノ入學者選抜試験ノ問題トシテハ今少シク程度ノ高カラシムルニ於テ便宜ナルヘシト思考ス³⁰」という。共通試験のもとでは、一高にとっては問題が簡単になりすぎて選抜に苦心した状況が分かるし、学校間格差がそのような状況を生み出すほどに拡大していたことも分かる。1910（明治43）年の『中学世界』の増刊号の記事によれば、入試日の違う七高を別格にすれば、まずは一高であり、次いで三高、八高、それから二高、五高、四高、六高と続くという³¹。もっぱら競争率に基づいたこの序列だけですべ

てを断定することはできないが、次章の統計資料にみる各学校の序列から考えても、学校間格差に変化はないといえよう。

第 2 章 各学校への影響

(1) 入試関係統計資料にみる各学校への影響

総合選抜制の導入は旧制高等学校にどのような影響を

与えたのだろうか。ここでは統計資料を用いて、その影響について考えていくことにする。

表 2 は各学校別の入学志願者・合格者と競争率を示したものである。これによれば、総合選抜制導入前は一高などの一部の学校を除けば、倍率が 2 倍程度であったことが分かる。また七高は、初年度は新設というせいもあるのだろうか、多くの志願者を集めた。総合選抜制期

表 2 各学校別入学試験状況 (大学予科のみ)

		一高	二高	三高	四高	五高	六高	七高	八高	山口
1901 (明治 34)	志願者	1,424	642	562	598	551	346	533		311
	合格者	327	190	200	207	228	175	151		156
	競争率	4.35	3.38	2.81	2.89	2.42	1.98	3.53		1.99
1902 (明治 35)	志願者	1,310	456	563	424	514	307	294		303
	合格者	323	197	183	191	224	126	180		171
	競争率	4.06	2.31	3.08	2.22	2.29	2.44	1.63		1.77
1903 (明治 36)	志願者	1,702	477	675	287	387	247	195		238
	合格者	330	189	186	179	230	156	180		179
	競争率	5.16	2.52	3.63	1.60	1.68	1.58	1.08		1.33
1904 (明治 37)	志願者	1,989	405	696	246	387	175	178		
	合格者	330	189	186	179	230	156	180		
	競争率	6.03	2.14	3.74	1.37	1.68	1.12	0.99		
1907 (明治 40)	志願者	4,117	323	714	206	278	268	76		
	合格者	398	262	257	291	306	250	271		
	競争率	10.34	1.23	2.78	0.71	0.91	1.07	0.28		
1908 (明治 41)	志願者	2,614	883	750	1,064	765	749	1,617	1,365	
	合格者	354	223	249	242	259	183	247	252	
	競争率	7.38	3.96	3.01	4.40	2.95	4.09	6.55	5.42	
1909 (明治 42)	志願者	2,239	991	1,116	723	929	793	1,427	759	
	合格者	366	233	280	248	309	202	233	240	
	競争率	6.12	4.25	3.99	2.92	3.01	3.93	6.12	3.16	
1910 (明治 43)	志願者	2,363	903	1,119	795	851	707	1,612	928	
	合格者	355	271	330	248	295	199	221	228	
	競争率	6.66	3.33	3.39	3.21	2.88	3.55	7.29	4.07	
1911 (明治 44)	志願者	2,116	1,055	1,188	848	752	668	684	771	
	合格者	353	265	320	237	297	220	258	249	
	競争率	5.99	3.98	3.71	3.58	2.53	3.04	2.65	3.10	
1912 (明治 45)	志願者	2,292	1,074	1,350	847	997	1,006	644	975	
	合格者	341	236	306	254	314	202	202	210	
	競争率	6.72	4.55	4.41	3.33	3.18	4.98	3.19	4.64	

1903 (明治 35) 年から 1907 (明治 40) 年の志願者は第 1 志望の数。

1902 (明治 35) 年: 『官報』第 5820 号 (1902. 11. 26) より

1903 (明治 36) 年: 「専門学務局長ヨリ高等学校入学試験ニ関スル統計表送付」『文部省及諸向復書簡』明治 36 年 (甲), pp. 48-50, p. 54 より

1904 (明治 37) 年: 「専門学務局長ヨリ高等学校入学試験ニ関スル諸統計表送付」『文部省諸向復書簡』明治 37 年 (甲), 頁数不明より

1907 (明治 40) 年: SN 生「高等学校受験案内」『中学世界』第 10 巻第 12 号 (1907. 9. 20), p. 60 より

上記以外: 『文部省年報』より

(備考) これと同様の表が齊藤利彦『競争と管理の学校史』p. 121 にみられるが、総合選抜制期については筆者独自の調査に基づき、またそれ以外の点もすべて再調査の上作成したものである。

表3 各学校部類別得点データ

1902 (明治35) 年

		一高	二高	三高	四高	五高	六高	七高	山口	合計	
第一部	甲類	人員	80	66	42	66	79	29	40	442	
		最高点	648	617	619	564	564	586	454	509	648
		最低点	481	377	435	376	380	380	364	370	364
		平均点	542	444	493	428	448	453	384	405	456
第二部	乙類	人員	40	25	40	35	39	28	39	30	276
		最高点	687	512	580	607	535	513	510	459	687
		最低点	506	345	377	275	292	361	214	258	214
		平均点	568	457	464	385	401	419	313	333	419
第三部	甲類	人員	64	40	39	30	39	24	37	40	313
		最高点	645	618	662	592	571	568	538	599	662
		最低点	544	473	491	471	475	491	455	467	455
		平均点	576	531	540	513	504	519	471	492	523
第三部	乙類	人員	32	30	28	25	30	15	30	25	215
		最高点	641	593	596	484	581	601	504	471	641
		最低点	447	322	402	345	322	361	300	322	300
		平均点	520	431	471	406	401	454	348	370	425
第三部	人員	26	36	35	35	37	30	34	36	269	
	最高点	656	635	607	642	585	596	512	566	656	
	最低点	556	455	509	461	456	462	442	453	442	
	平均点	589	502	540	513	482	510	456	483	507	

「専門学務局長ヨリ高等学校大学予科入学者ノ成績表送付」『文部省及諸向往復書簡』明治35年(甲)(東京大学史料室所蔵), p.141より

一高にのみ設置の第一部内類, 第三部独語受験は除外した。

1903 (明治36) 年

		一高	二高	三高	四高	五高	六高	七高	山口	合計	
第一部	甲類	人員	80	50	40	51	80	34	37	40	412
		最高点	653	552	590	554	625	457	458	536	653
		最低点	442	291	371	288	291	310	286	292	286
		平均点	511.0	373.7	442.2	392.7	378.9	379.0	353.5	366.6	408.3
第二部	乙類	人員	40	30	36	31	40	35	35	32	279
		最高点	588	470	558	452	519	561	521	401	588
		最低点	429	295	310	287	299	291	280	283	280
		平均点	487.5	362.5	395.7	351.3	346.0	358.5	306.4	310.3	317.6
第三部	甲類	人員	70	41	40	36	40	36	38	40	341
		最高点	623	541	588	614	613	578	561	592	623
		最低点	522	405	463	414	413	412	424	401	401
		平均点	555.6	472.2	508.1	490.4	482.6	490.1	462.6	467.8	496.9
第三部	乙類	人員	30	28	30	26	30	16	30	27	217
		最高点	615	551	544	547	521	523	420	487	615
		最低点	424	387	400	383	394	416	383	383	383
		平均点	506.6	445.0	459.8	430.6	419.6	433.6	391.5	402.2	436.8
第三部	人員	26	40	40	35	40	35	40	40	296	
	最高点	605	580	597	510	515	538	558	475	605	
	最低点	510	420	431	409	411	409	407	409	407	
	平均点	506.6	481.3	478.1	463.6	451.3	460.4	424.8	433.8	462.1	

「専門学務局長ヨリ高等学校入学試験ニ関スル統計表送付」『文部省及諸向往復書簡』明治36年(甲)(東京大学史料室所蔵), pp.48-50より

一高にのみ設置の第一部内類, 第三部独語受験は除外した。

表 3 (つづき)

1907 (明治 40) 年

		一 高	二 高	三 高	四 高	五 高	六 高	七 高	合 計
第 一 部	甲 人員	80	50	42	85	88	42	45	432
	最高点	683	665	622	565	632	552	535	683
	最低点	533	353	420	350	355	365	351	350
乙 類	人員	45		45	45	45	45	45	270
	最高点	661		628	520	532	503	491	661
	最低点	456		354	356	333	331	331	331
丙 類	人員	40	44	43	45	42	42	44	300
	最高点	664	478	630	508	585	648	563	664
	最低点	499	354	358	353	350	351	351	350
第 二 部	甲 人員	84	48	47	46	48	42	48	363
	最高点	987	841	985	917	972	892	803	987
	最低点	830	701	771	700	699	706	697	697
乙 類	人員	35	77	37	30	40	37	46	302
	最高点	889	806	1,009	810	847	799	702	1,009
	最低点	754	696	697	690	687	706	682	682
第 三 部	人員	(74)	43	43	40	43	42	43	214+(74)
	最高点	931	867	905	882	906	882	777	931
	最低点	780	678	717	680	680	682	676	676

文部省専門学務局『明治四十年高等学校大学予科入学者選抜試験報告』(1908), pp. 108-110 より

ただし人員は『官報』第 7151 号(1907. 5. 4), p. 115 より

一高第三部の 74 人は独語受験を含む。

一高にのみ設置の第一部「類」, 第三部独語受験は除外した。

については『文部省年報』に各学校別の情報は記載されていないため、さまざまな資料からの情報を示してある。この時期は、年々一高を志望する者が増え、その他の学校、特に地方の学校では志願者を減らしている。1907 (明治 40) 年には、七高を第一志望にする学生は入学者の 3 分の 1 であり、一高の志願者との比は 54:1 というにまでなった。総合選抜制廃止後については、七高や八高の繰り上げ入試を行っている期間については倍率も高くなっており、七高においては特にそれが顕著に表れている。

しかし、競争率が高いということは必ずしも優秀な学生を集めているということにはならない。表 3 は 1902 (明治 35) 年と 1903 (明治 36) 年と 1907 (明治 40) 年の各学校の部類別の得点データである。各部類において合格最低点のうち最高を記録しているのは 1902 (明治 35) 年の第二部甲類の三高を除けばすべて一高であるが、表中で太字で斜体になっている得点の学校は合格最高点が最高の合格最低点の学校を下回っている学校である。これを見れば、一高と地方の学校との格差が見取れるし、また 1902 (明治 35) 年と 1903 (明治 36) 年分の一高の合格最低点とその他の学校の合格平均点を比

べれば一高とその他の学校の差は歴然であるし、その傾向は 1907 (明治 40) になっても変わりはない。

また、地方の学校では入学辞退者も相当数に上っていたと考えられる。当時の受験生の間では、七高に振り分けられるくらいなら入学を辞退した方がよいというような考え方もあったのである³²。

(2) 山口高等学校の廃校

総合選抜制が実施されていた明治 30 年代後半の旧制高等学校は収容力において不足していた時期である。しかし、そのような中で山口高等学校は 1905 (明治 38) 年に山口高等商業学校へと転換された。

山口高等学校は防長教育会が運営資金を拠出することによって他の学校に比べて自主裁量権が大きく認められていた。山口県の尋常中学校出身者は無試験での入学という特典を持ち、授業料も減額されていた³³。このような特典により山口県は高等学校進学者を増やすことになり、このことは外山正一によって、「山口ノ元老輩ガ、早ク十餘年前ニ於テ莫大ノ教育資金ヲ募ッテ、大英斷ヲ以テ高等學校ヲ設立セラレタルハ實ニ卓見デアル」³⁴と絶賛されている。

表4 山口高等学校における山口県出身者

	在籍者	山口県出身者	割合
1895 (明治 28)	158	92	58.2
1896 (明治 29)	200	113	56.5
1897 (明治 30)	223	148	66.4
1898 (明治 31)	244	174	71.3
1899 (明治 32)	254	180	70.9
1900 (明治 33)	335	198	59.1
1901 (明治 34)	399	165	41.4
1902 (明治 35)	456	198	43.4
1903 (明治 36)	521	143	27.4
1904 (明治 37)	343	77	22.4
1905 (明治 38)	169	28	16.6

割合は%表示。

『山口高等商業学校沿革史』, pp. 414-415 より

しかし、防長教育会の財政は日増しに逼迫していった。そこで1899 (明治 32) 年、山口高等学校への国庫補助が決まったが、これは高等学校の増設拡張に協力するという交換条件があった。さらに、定員超過の際の無試験検定の禁止、さらには1901 (明治 34) 年からは無試験検定自体が禁止ということになり、総合選抜制の導入によって入学者選抜における裁量権をすべて失ってしまい、結局山口県民の利益を守れずに廃校に至った。当時の山口高等学校における山口県出身者の割合は表4の通りである。これを見れば、総合選抜制導入後山口県出身者が著しく減っていることが分かる。山口高等学校の廃校はもちろん財政的な問題によるところが大きいとはいえるが、防長教育会にとって金銭的に多少苦しくても運営するだけのメリットがあるならば廃校にする必要はなかったことからしても、総合選抜制の導入は廃校に至らしめた一因であると考えられる³⁵。

(3) 校友会雑誌などにみる影響

各学校で発行されていた校友会雑誌などにも入学試験関係の記事が見られる。しかし、すべての学校の校友会雑誌などに入学試験の話題が掲載されているわけではない。概して学校間の序列において中位以上に位置する学校では入学試験の話は少ない。その理由としては入学試験制度の変化による影響が小さかったからであると推測される。寛田は五高と六高の校友会雑誌を用いて、総合選抜制のもとで地方の高等学校の校風に与えた影響について検討をしており、不本意入学による劣等感が学校生活へ悪影響を与えかねないとして総合選抜制の問題点を指摘している³⁶。本論文では、五高と六高の校友会雑誌について総合選抜制廃止後を中心に検討を加えたととも

に、七高の回顧録についても検討していくことにする。

総合選抜制による悪影響については先述の寛田の指摘した通りである。さらに、五高ではいわゆる栗野問題という問題も起こっている。これは外務省の高官の息子であった栗野昇太郎が1906 (明治 39) 年に五高から一高に転校したことに端を発する問題である。彼が一高に転校すると一高では猛烈な反対運動が起こり、寮の臨時総代会で五高への復校を決議されるにまで至った。結局栗野は一高にとどまるのだが、この問題は総合選抜制のもとの学校間の序列を如実に反映するような動きであるといえる。しかし、総合選抜制が廃止された後にそれが解決したのかということとはいえない。それは「吾人は高等學校、更に五高に就いて何等誇るべき点を有せず。然かも吾人には一大自覺を要す。この自覺を把持して更に大に前途に活躍する者にして、始めて己の本分を盡くし得る者也」³⁷ という記事からもうかがえる。

このことは六高についてもいうことができる。七高のように前身として高等中学校を持たなかった六高は、その意味では総合選抜期においては最も新しい学校である。開校3年目にして総合選抜制が導入されており、校風に関する論争も激しいものとなった。それゆえに入試制度改革に伴う期待も大きかった。総合選抜制廃止直後には、「本年度より高等學校入學試験制度を改め各學校随意に之を行うことになりしとき、喜びの情禁ずる能はず 元來高等學校の入學試験はまさにかくあるべかりなり」³⁸ と喜んでいいる。総合選抜制の弊害の一つとして、「各學校生にして第一志望學校に入學するを得ずして第二第三志望の學校に入學したりしとせよ 之れ等の學生中の一部分の生徒は常に自己が第一志望せし學校の生活は皆我に勝れりとなし自ら卑下し自己の學校に對する愛校心も薄く常にこの考をもちて何事にも對するが故に知らざるの間に精神卑屈となり矮松の如き人物となり終るに至るべし」³⁹ という。さらに「入學試験に關して吾人更に望むところのものあり曰く志望學科を一種に限ることなり」⁴⁰ として、「例へば甲科を志望したる志願者あり而して乙科に編入せられたりとせよ彼等の多くは不愉快なる心にて毎日授業をうけ甚しきは中途にて退學するものあり 之れわが志望を達する能はずして難有迷惑なる他科に編入せられたるによる」⁴¹ という。入学試験制度の改正を喜ぶだけにとどまらずさらなる改正案を出しているわけだが、それも究極的には不本意入学を防ぐためのものである。その意味でも六高における危機感がうかがえる。

しかし、それも絶望へとかわっていく。ある新生によれば、「當時我僚校たる第一高等學校の名天下に喧傳し、其竜城主義、ストーム主義は直ちに向陵精神の具體的發動なりと歌はれ、如是精神、如是主義の功果如何は姑く錯き、それが特立的獨歩の事象なるに於て、兎に角向陵精神なる者の事實上存在せるを確認し、吾が將に笈を移さんとす六高に於ても、亦一個の精神、一個の主義として、如是事象の存在するあるを信じ」⁴²ていたのに、結局六高に入っても一高流のストームやデカンショ節しか聴くことがないという。そして、「彼等は要するに模倣也。模擬也。猿眞似也。主義精神の名、果して或限定的意味を含有するありとすれば、彼等は決して三文の價値だに有するものに非ず」といい、「予が此れ間に於ける經驗の歸納的論決に憑據し、強いて六陵精神、六陵主義なるもの、形體を描出せんと欲せば、予云ふべきあり。曰く『六陵精神、六陵主義とは要するに是空のみ。假装のみ。虚偽のみ。鬼面人を嚇すの類のみ』」⁴³と断言する。総合選抜制が廃止されても校風レベルにおいても一高優位の体制に揺らぎはなかったのである。

七高は創立 25 周年を記念して『記念誌』を発行している。卒業後の回想であるゆえに実情とのずれも考慮する必要があるが、時間がたっているだけにそこであえて入学試験のことを語ることに意義を求められる。

明治三十九年の九月であった。その年の春土佐の中學校をでた私は、所謂笈を負ふて東京に遊學中、ふと高等學校の試験をうける氣になって、うけると、七高に入学出来たので、はるばる鹿兒島下りをやったものである⁴⁴。

もう遠い昔のこと、明治四十二年の春に中學校を出て例年になく早く執行された七高の入學試験を受けたのは一高のとある教室。案外易々と入學許可の葉書を受け取って、その年の秋には二十年間生ひ立って来た千葉県の片田舎から、未だ鐵道の全通してゐない鹿兒島へ神戸からは汽船にたよって、日向灘やら佐多岬の波にもまれて、同じ日本で居ながら言葉も通じないといふ、薯焼酎の國へと行ったのであった⁴⁵。

両者とも鹿兒島に「下る」というニュアンスがありありとしている。しかも後者の回想においては、繰り上げ入試によって高倍率を記録した「薯焼酎の國」の学校の入学試験をして「案外易々」であったというのである。

当時の七高の厳しい状況を見ることができる。しかしここでは触れないが、入学試験における挫折を物語った筆者たちにとっても学校生活は楽しかったものとして回想されている。このことは旧制高等学校における入学試験の位置付けを考える上で見逃してはならない点であろう。

おわりに

明治後期の旧制高等学校入試は幾度ともなく改革が繰り返された。その中でもっとも大きな改革といえる 1902 (明治 35) 年から導入された総合選抜制は、入学者の学力水準の引き上げと同時に学校間格差を解消するためのものであったが、さらなる学校間格差を生み、6 年後に廃止された。その意味でこの総合選抜制は失敗だったといえるが、無意味であったとはいえない。以下では 2 点ほど取り上げ、総括を試みたいと思う。

一つは総合選抜制の導入によりそれまで顕在化することの少なかった学校間格差が表面化したことである。これは後の旧制高等学校入試、そして現在の大学入試を考える上でも非常に意義のあることと言える。すなわち旧制高等学校入試はその初期から学校間格差の問題を抱えていたのであって、その問題は現在まで続いているということである。

この学校間格差に対する政府 (文部省) と各学校の考え方について言えば、文部省は高等学校をあくまで国家のエリート養成機関として考えていたといえる。それは学校別選抜に難色を示しつつげたことから明らかである。共通試験を行うということは、少なくとも制度的には学校別選抜よりは入学者に対して一定の質を保証しやすいことになるからである。一方各学校では地方の学校を中心に総合選抜制に対し批判的な姿勢をとるようになってはいたが、廃止後の各学校の対応を考えても結局どの学校も優秀な学生を集めたい、すなわち学校間の序列において上にありたいと考えていることがわかる。結果的に国の政策意図通りになったという意味で旧制高等学校自身もそのエリート性を否定することはなかったといえよう。

ところで、総合選抜という方法はある意味徹底的な能力主義と考えることができる。総合選抜制はたった 6 年で廃止に追い込まれたという意味で失敗といえるが、帝国大学への進学を事実上保証されていた当時の卒業生にとって出身校は本質的な問題ではないのだから、このような徹底した能力主義的選抜を行うこと自体に問題はないはずである。しかし、大量の不本意入学者を輩出する

点については問題と考えられるし、どの学校でも同じならば旧制高等学校は単なる帝国大学の予備校である。高等学校大学予科である以上それはある程度は避けられないことは事実であるが、そこでは3年間にわたって一つの学校としての教育が行われている以上、その意味で高等学校の自律性は守られてしかるべきである。しかしながら、総合選抜制のもとでは不本意入学という危険性がありながらも、帝国大学への進学を保証という一種の特典を求めて多くの受験生が高等学校を受験したのである。その意味で総合選抜制は学校制度全体の力関係の中で高等学校を帝国大学への予備校として埋没させる働きをもつ制度であるといえる。しかし、学校別選抜や共通試験にしたところでそこに現れたのは自校の利益を最優先として考える各学校のエゴイズムであった。この点からいっても単に学校別選抜がよいということはできない。また、「国家ノ須要ニ応スル學術技芸」が教授される帝国大学への進学が保証されている教育機関に対して国家の側からなんら規制がないということも考えにくい。明治後期の旧制高等学校入試は、能力主義、高等学校の自律性、国家からの要請という諸問題によりさまざまな方向に傾くものの、一向にその問題の解決を見ることはなかったということができよう。それが後の時代で解決したのかを研究することは今後の課題である。

もう一つは旧制高等学校入学者の学力水準の向上が推測されるという点である。多くの受験生が一高を第一志望としていた以上、総合選抜制導入以前よりも高い学力が求められたと考えられるからである。しかし、この点については、入学試験の内容の検討が必要である。このことは、当初の目的通り学力の低い者を一律にふるい落とす試験であったかどうかという問題にも関わってくる。この点については今後のさらなる研究が必要である。

本論文では明治後期の入学試験について総合選抜制期を中心に考察を進めてきたが、1917(大正6)年に総合選抜制は再び導入されている。今後は大正期以降の研究もあわせて進めることで、旧制高等学校入試の全体像を把握していくことにしたい。

【註】

¹ 東京大学予備門の1879(明治12)年の入試科目は、和漢学・英語学(読方・綴文・釈解)・算術(分数・小数)となっており(『東京大学百年史 通史一』(東京大学, 1984), p. 593), 1881(明治14)年にレベルもあげることが提案されている(同書, p. 565)。また、開成学校の入試科目は1875(明治8)年に初めて定められ、国書文章・英語(口述割記・實際会話・作文)・英文典・地理・数学(分数比例毎

百ノ割合・平方根・立方根)・歴史(万国史大意)であった(『文部省第三年報』p. 533)。

² 政府は明治後期の旧制高等学校の個々の入試制度についてその正式名称を定めていない。本論文では、共通問題による試験の成績をもとに各学校への振り分けを行った場合を総合選抜制と呼び、単に共通問題による試験を行った時期と区別する。

³ 増田幸一・徳山正人・斎藤寛治郎『入学試験制度史研究』(東洋館出版社, 1961), 日本教育学会入試制度研究委員会『大学入試制度の教育学的研究』(東京大学出版会, 1983)。両者とも入学試験制度史のみにとどまらない研究だが、前者はさまざまな入学試験を取り扱っているため、後者は戦後の大学入試が中心のため、旧制高等学校入試の記述は少ない。

⁴ 高橋佐門『旧制高等学校全史』(時潮社, 1986), 資料集であるが『資料集成 旧制高等学校全書』(昭和出版, 1980-82), 学校文書を用いたものとして神立春樹「明治三十六年全国高等学校入学試験状況 一日々山口高等学校の進退窮まれるをみる一」(『岡山大学経済学会雑誌』27巻1号, pp. 121-153)がある。また、斎藤利彦『競争と管理の学校史』(東京大学出版会, 1995)では中等教育史の関心から旧制高等学校入試について論じられている。

⁵ 1901(明治34)年に三高の法学部と工学部が廃止となり、山口以外のすべての学校に設置されていた医学部がそれぞれ医学専門学校となり、1906(明治39)年に五高の工学部が高等工業学校として分離して、すべての学校が大学予科のみとなった。

⁶ 当時の学制改革論議については、教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第4巻, (龍吟社, 1938) pp. 602-651に詳しい。

⁷ 「高等学校長会議」『教育時論』545号(1900.6.5), p. 16

⁸ 「専門学務局長ヨリ高等学校長会議へ諮詢スル事項分科大学長回覧ノ為メ送付」『文部省及諸向往復書簡』明治33年(甲)(東京大学史史料室所蔵), p. 17

⁹ 「専門学務局長ヨリ高等学校長会議諮問送付」『文部省及諸向往復書簡』明治34年(甲)(東京大学史史料室所蔵), p. 13

¹⁰ 「高等学校入学試験程度に就いて」『教育時論』598号(1901.11), p. 44

¹¹ 『東京日日新聞』第9044号(1901.11.26), p. 3。なお、第6回高等教育会議の議事録等は現在のところ発見されていない。

¹² 「山田邦彦氏の高等学校入学試験談」『教育時論』600号(1901.12) pp. 48-49

¹³ 「高等学校入学試験法改正に就いて」『教育時論』609号(1902.3), p. 40

¹⁴ 『明治以降教育制度発達史』第4巻, p. 410

¹⁵ 文部省専門学務局『明治三十八年高等学校大学予科入学選抜試験報告』(1906), p. 1

¹⁶ 「試験問題の改良を促す」『教育学術界』第12巻第3号(1905.12), pp. 1-3

¹⁷ 「入学試験問題批評」『教育時論』754号(1906.3), p. 33

¹⁸ 「高等学校大学予科入学選抜試験規定改正ノ儀ニ付建議」『高等学校長会議決議録 白明治39年至大正3年』(大倉精神文化研究所所蔵, 複製版), 頁数不明

¹⁹ 『教育時論』749号(1906.2)によると、元視学官針塚長太郎と書記官松村茂助を海外へ派遣した。

²⁰ 「高等学校入学試験成績」『教育時論』808号(1907.9), pp. 34-35

²¹ 寛田知義『旧制高等学校教育の成立』(ミネルヴァ書房, 1975), pp. 194-95

²² 「高等学校試験改正」『教育学術界』第17巻第1号(1908.

- 4), p. 116
- ²³ 同前
- ²⁴ 「高等学校入学試験期問題」『讀賣新聞』第 11083 号 (1908. 4. 8), p. 1
- ²⁵ 一老兵「誰れか一高の堅壘を抜く乎」『中学世界』第 12 卷第 4 号 (1909. 3), p. 124
- ²⁶ 「四高事情」『中学世界』第 12 卷第 4 号 (1909. 3), p. 198
- ²⁷ 「高等学校入学新制度調査」『教育時論』第 840 号 (1908. 8), p. 35
- ²⁸ 「文相高等学校長会訓示」『教育時論』第 865 号 (1909. 4), p. 33
- ²⁹ 文部省専門学務局『明治四十二年高等学校大学予科入学者選抜試験報告』(1910), p. 14
- ³⁰ 文部省専門学務局『明治四十三年高等学校大学予科入学者選抜試験報告』(1911), p. 17
- ³¹ 「高等学校の入学難易」(「当年の競争受験界」内)『中学世界』第 13 卷 12 号 (1910. 9), pp. 15-16
- ³² SN「高等学校受験案内」『中学世界』第 10 卷第 12 号 (1907. 9), p. 50
- ³³ 『山口高等商業学校沿革史』(山口高等商業学校, 1940), p. 415
- ³⁴ 外山正一『藩閥之将来』(東京博文館, 1899), pp. 83-84
- ³⁵ この点について筆者は「山口高等学校の廃校と官立山口高等学校の設立—県民の意識と入学試験からみるその意義—」(全国地方教育史学会第 24 回大会口頭発表, 2001) で考察した。
- ³⁶ 箕田知義『旧制高等学校教育の成立』, p. 217
- ³⁷ 「春雨濛々」『龍南会雑誌』第 131 号 (1909. 6), p. 113
- ³⁸ 御白生「高等学校入学試験制度改正につきて」『校友会会誌』第 19 号 (1908. 5), pp. 57-58
- ³⁹ 同前
- ⁴⁰ 同前
- ⁴¹ 同前
- ⁴² 赤木忠孝「六陵精神とは何ぞや」『校友会会誌』第 28 号 (1911. 5), p. 55
- ⁴³ 同前
- ⁴⁴ 橋田東聲「大隈山の夏雲」『記念誌』(第七高等学校記念祝賀会, 1926), p. 296
- ⁴⁵ 多田齊司「南国の思ひ出よ」『記念誌』, pp. 276-277
- (付記) 本論文は、2001 年度文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。